

平成27年12月定例会

総務委員会説明資料 (その2)

徳島県警察本部

目 次

I 提出案件	1
1 その他の議案	1
(1) 条例案	1
① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1

I 提出案件

1 その他の議案

(1) 条例案

① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

ア 改正の理由

平成27年10月13日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 勤勉手当について、再任用警察職員以外の警察職員に対する12月期の支給割合を100分の85（特定幹部警察職員にあっては、100分の105）に、再任用警察職員に対する12月期の支給割合を100分の40（特定幹部警察職員にあっては、100分の50）に引き上げるものとする。

(b) 勤勉手当について、再任用警察職員以外の警察職員に対する6月期の支給割合を100分の80（特定幹部警察職員にあつては、100分の100）に、再任用警察職員に対する6月期の支給割合を100分の37.5（特定幹部警察職員にあつては、100分の47.5）に引き上げることとし、再任用警察職員以外の警察職員に対する12月期の支給割合を100分の80（特定幹部警察職員にあつては、100分の100）に、再任用警察職員に対する12月期の支給割合を100分の37.5（特定幹部警察職員にあつては、100分の47.5）に引き下げることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 期末手当の改正

(a) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の157.5に引き上げることとする。

(ウ) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

単身赴任手当に係る経過措置を廃止することとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)、イの(イ)のaの(a)及びイの(ウ)については、平成28年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のaの(a)については平成27年4月1日から、イの(ア)のbの(a)については同年12月1日から適用することとする。

